

第406回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和3年4月28日（水）午後1時40分～同3時3分
山形県庄内総合支庁講堂／山形県水産研究所 オンライン

2 議事

第1号議案

会長及び会長代理の選出について

第2号議案

議席の決定について

第3号議案

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについて（諮問）

3 出席者

山形海区漁業調整委員会

委員 池田 亀五郎、鈴木 重作、伊原 光臣、飯塚 厚司、佐藤 栄一、本間 和憲、加藤 栄、佐藤 一道、樋口 恵佳、矢口 明子

山形県漁業協同組合総務部指導課

課長

佐藤 健

山形県農林水産部水産振興課

課長

小林 克靖

課長補佐

石井 正志

水産行政主査

渡邊 洋子

山形県庄内総合支庁

支庁長

高橋 正美

水産振興課

課長

加賀山 祐

課長補佐

高橋 伸明

漁業調整主査

佐藤 由夏

山形海区漁業調整委員会事務局

海区漁業調整主査

大川 恵子

4 傍聴者

なし

5 審議の概要

事務局 これより第406回山形海区漁業調整委員会を開会します。始めに山形県知事よりご挨拶をお願いします。

(庄内総合支庁長により知事挨拶の代読)

事務局 ありがとうございました。それでは、第22期の初めての委員会ですので、各委員の紹介をさせていただきます。紹介された方は、一言、自己紹介をお願いします。なお、委員の紹介は小林農林水産部水産振興課長にお願いします。

小林課長 皆さんこんにちは、山形県農林水産部水産振興課長を拝命しております小林と申します。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。それでは私の方から委員の皆様の御紹介をさせていただきたいと思います。順番といたしましては、漁業者委員、学識経験者委員、それから中立委員の順に御紹介申し上げます。

(小林課長から各委員について紹介)

小林課長 皆さんありがとうございました。それでは事務局の方にマイクをお渡ししたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局 はい。ありがとうございました。議事に入る前に資料の確認をしたいと思いますので、お手元の資料をご覧ください。

(資料の確認)

通常の委員会では、会長に議長を務めてもらうのですが、本日は、第22期委員による初回委員会でございますので、まだ会長が決まっておりません。そこで、まずは、仮議長を選出願いたいと思います。仮議長については、慣例で最年長の委員にお願いしていることがありますので、今回も池田亀五郎委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

一同 (異議なし)

事務局 それでは、池田亀五郎委員、よろしくお願ひします。

池田委員 はい、それでは暫時、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

事務局 次に、議事録署名人の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規定第12条により会長の指名となっておりますが、今回は仮議長にご指名いただきたいと思います。仮議長、よろしくお願ひします。

仮議長 議事録署名人は、第2号議案で議席を決めるくじ引きをしますが、出席者の中で、若い番号を引いた方2名にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

一同 (異議なし)

仮議長 はい、ありがとうございます。賛成多数なのでそのようにお願ひします。

議事

第1号議案 会長及び会長代理の選出について

池田仮議長 続きまして、議事に進みます。第1号議案、会長及び会長代理の選出について、事務局より説明願います。

事務局 (資料1の説明)

池田仮議長 はい、ありがとうございます。ただ今説明のあったとおり、会長及び会長代理は委員の互選となっております。その互選の方法として、慣例では選考委員による指名推薦を行ってきましたが、本日は急遽オンライン会議となりましたので、自薦、他薦問わず、皆さんからの推薦をお願いしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

一同 (異議なし)

池田仮議長 はい。それでは皆様から推薦をお願いいたします。どなたか推薦いただければありがたいと思うのですけれども。どなたか推薦お願いします。

池田仮議長 どなたもありませんか。誰もないようであれば、私の方から推薦しても結構ですか。皆さん、どうですか。

一同 (異議なし)

池田仮議長 はい、ありがとうございます。それでは、前回に引き続き、加藤栄委員をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

一同 (賛同)

池田仮議長 はい、皆さんの賛同を得ましたので、加藤委員よろしくお願ひします。

加藤委員 はい、了解いたしました。

池田仮議長 では、会長代理について、どなたがよろしいでしょうか。これも推薦をお願いします。

加藤会長 池田委員がよろしければ、引き続き会長代理を池田委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

池田仮議長 はい、わかりました。皆さんの協力を得て、一生懸命やりたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局 はい、では、会長に加藤委員、会長代理に池田委員ということで決まりましたので、会長、会長代理から一言、御挨拶をお願いしたいと思います。まずは会長お願ひいたします。

加藤会長 引き続き会長を仰せつかりました加藤でございます。クロマグロについて、違反

船の取締り、周知徹底が難しいところがあるわけですが、私はレジャー船団体ともがつながりありますので、レジャー船団体のレジャー船への委員会指示の周知を徹底していきたいと思います。難問山積みの海区ではありますけれども、皆さんと1つ1つ解決していくければと思いますので、皆さん御協力よろしくお願ひいたします。

事務局 はい、ありがとうございます。それでは、池田会長代理、御挨拶をおねがいいたします。

池田会長代理 引き続き、加藤会長の補佐役として頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局 はい、ありがとうございました。

第2号議案 議席の決定について

議長 それでは、第2号議案は、議席の決定となっておりますが、このことについて事務局の方から説明をお願いします。

事務局 はい。では第2号議案ということで、資料2の方を御覧ください。第22期の山形海区漁業調整委員会の座席ということで、お示ししております。こちらの中央から会長のお席、右下の方にまいりまして順に1番から5番、反対側の左下から6番、上に上がりまして、7番、8番とあります。会長代理のお席という形で並んでおります。第21期の途中から新型コロナ対策のために、変則的な変更がされたりしておりますが、基本的にはこちらの席次の方でということで、お願ひしたいと思います。本委員会ではこの席次をくじで決めるというのが慣例となっておりますので、今回事務局としてはもしよろしければ今回もくじの方で決めてはいかがかと考えております。どなたが何番に座られるのか決めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、恒例ですので、くじ引きにより席次を決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一同（異議なし）

議長 はい、ではそのようにしたいと思いますので、事務局よりくじ引きについて説明をお願いします。

事務局 はい、ではこちらの方にくじをご用意しております。くじの上の方にはABCDEFGHまで書いてあります、くじを引きますと先の方に番号が書いてありますので、引いていただきたいと思います。出席者名簿をお配りしておりますので、その順にお引きいただきたいと思います。

（各委員が順にくじを引いた。）

事務局 それでは、1とおりくじ引きが終わりましたので、もう1度、御報告いたしますと、1番、鈴木委員、2番、飯塚委員、3番、本間委員、4番、樋口委員、5番、佐藤一道委員、6番、伊原委員、7番佐藤栄一委員、8番が矢口委員という結果でございま

した。皆様、御協力ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、では、抽選結果のとおり議席を決定します。今日はオンラインなので席替えはしませんが、次回委員会からこの席次でお願いします。なお、くじ番号の若い鈴木委員と飯塚委員には、議事録署名人をお願いしたいと思いますが、よろしいですね。

一同（異議なし）

議長 はい。それでは、鈴木委員、飯塚委員、議事録署名人をよろしくお願ひいたします。

第3号議案 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについて

議長 続きまして、本日の議事の第3号議案、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについてということで、諮問案件になっております。内容について、庄内総合支庁水産振興課の方から御説明をお願いいたします。

加賀山課長 それでは最初に、皆様のお手元にある資料3の諮問文を読み上げさせていただきます。（諮問文を読み上げる）詳しくは担当の方から説明させていただきますので、御審議よろしくお願ひいたします。

大川主査 それでは、庄内総合支庁水産振興課の方の立場として御説明させていただきます。それでは諮問文をめくっていただきまして、別紙の方に説明を載せておりますので、御覧ください。特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）およびくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについて、でございますが、そもそもの背景といたしましては、クロマグロの資源管理について、は、我が国では、平成26年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において国ごとに漁獲枠を設定する決定を踏まえまして、平成27年から漁獲枠を設定し、管理を実施しているというものでございます。日本はずっと漁獲枠の増枠について主張してきているのですが、それはまだ認められていない状況にございます。ですが、平成30年のWCPFCにおいて、漁獲上限の5パーセントを次期管理期間に繰越すことが認められたところでございます。さらにWCPFCの令和2年の措置として、国として上限17パーセントの繰越が認められたため、都道府県として当初配分の10パーセントを上限として繰り越し可能なようになりました。この措置は令和3年につきましても引き続き認められております。

沿岸漁業の繰越については、管理期間（第6）が令和2年4月から3月のため、3月までの漁獲量集計終了後、繰り越した国の留保枠からの再配分とともに都道府県の漁獲枠の未利用分からの繰越も併せて5月上旬頃に都道府県別漁獲可能量の変更として農林水産大臣から通知がある見込みとなっております。

なお、水産庁ではクロマグロの漁獲可能量の繰越及び追加配分については、手続の迅速化を図るため、あらかじめ水産政策審議会に配分方法等の案を示し了承を得た上で配分を実施し、当該審議会へは事後報告により対応している状況です。

2 令和3管理年度における取扱いですが、本県においてもクロマグロの漁期の関係で迅速に知事管理漁獲可能量を定める必要があることから、以下の3により配分を行うことについて海区漁業調整委員会の了承を受け、配分を実施した直後の委員会において報告を行う対応としたいということで、今回の諮問とさせていただきたいと思います。

3 令和3管理年度における農林水産大臣からの追加配分の知事管理区分への配分についてでございますが、漁獲可能量の知事管理区分への配分につきましては、資源管理方針の別紙1-3及び1-4配分の基準をあらかじめ示しております、クロマグロの小型魚、大型魚とともに、本県に配分された漁獲可能量のうち、混獲管理のための漁獲可能量を山形県くろまぐろ定置漁業に配分し、残りの全量を山形県くろまぐろ漁船漁業に配分することとなっております。そのため、当初配分に追加して配分された全量を山形県くろまぐろ漁船漁業に配分することとしたいということでございます。

参考の1、2、3ということで、後ろにお付けしておりますが、参考の1と2につきましては、小型魚と大型魚それぞれについて、分けて定めているものでございます。小型魚につきましては、当初配分として8,800キロできておりますので、山形県くろまぐろ漁船漁業として8,600キロ、山形県くろまぐろ定置漁業として200キロの配分しております。参考2の方には大型魚の方を書いておりますが、当初配分9,600キロのうち、9,500キロを漁船漁業の方に配分し、100キロを定置漁業の方に配分しているというものです。この説明の部分の3に照らし合わせますと、定置漁業については混獲のみ、小型魚であれば200キロ、大型魚であれば100キロを配分しているので、新しく配分があったものについては、小型魚につきましては漁船漁業の8,600キロの方にプラスアルファとして追加して定めていくということになります。毎年、漁獲可能量が十分であれば、配分もいろいろ考えられるところではあるのですが、漁獲枠が少ないものですから、定置漁業については、本当に少ない量で定めさせていただいて、他は皆漁船漁業に振り分けるということで、例年やっておりますので、引き続き、今年度も追加配分については漁船漁業の方に振り分けて配分したいということでございます。実際農林水産大臣から来たらすぐに漁獲可能量を変更して定めまして、漁業に差し支えないようすぐに変更できるように体制としてやっていきたいと思いますので、こちらの3号議案についてよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 今、内容について詳しい御説明がありましたが、皆さんから御意見、御質問等ありましたらお願いします。

本間委員 繰り越しについて、国としては17パーセント繰り越せて、都道府県としては10パーセントの繰越しができるとのことでしたが、この数字については、どのようにになっているのでしょうか。

議長 事務局の方から説明お願いできますでしょうか。

大川主査 はい。繰越しにつきましては、国際的には17パーセントの繰り越しができるようになりました。なぜ、国17パーセントが県10パーセントなのかというところが引っかかると思っているのかなと思いますが、都道府県については、水産政策審議会の方で決めているもので、都道府県の方は10パーセントの繰越しとして認めて、残り7パーセントについては、国の方で一旦吸い上げて、それを他の留保分などとも合わせて繰越しした後に再配分を行っています。そういうルールになっております。お願いします。

議長 今、説明がありましたが、本間委員これでよろしいですか。

本間委員 はい、わかりました。

議長 ほかに御意見、御質問等ありましたらお願ひします。はい、鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 クロマグロの縁越の新しい配分の考え方について説明をお願いします。

議長 今の点について事務局の方お願ひします。

大川主査 はい、国としての17パーセントの繰り越しと、そして都道府県は10パーセントまで認めますと、残ったものはいったん国に引き上げて再配分という基本的なところは一緒なのですが、再配分の仕方が少し変わってくるということで、まだ数字は来ていませんがそういった見込みとなっています。1つは、漁獲の消化率が高い県、低い県いろいろありますが、国として消化率が低いとのは、ちゃんと漁獲をしているのに消化できていないというふうに見られかねないところがあるので、ちゃんと消化率を高めていくというのが1つ動きとしてあります。枠が足りていないから増枠を要求しているというところもあるので、できれば多く消化をするというのが国としては理想的なところなので、消化率が8割を超えていたる都道府県については優遇していこうという動きがございまして、案の段階では確かに50トンを消化率8割を超えた都道府県で等配分するということを考えていたと思います。ですので、8割を超える都道府県が5個あるのか10個あるのかでぜんぜん配分の数字が変わってくるので、実際結果どうだったのかというところが見ないとわからないところなのですが、1つ、それが新しく加わった配分の考え方になります。あと、もう1つ大きいところが、枠がすごく余っている県というものが消化率が低いということになりますので、実際あまり使わなかった県については、ほしいという県にちゃんと融通してあげることが円滑に行われるというのが大事なので、ちゃんと融通をして消化率を上げるべきことがありますので、融通したものについても、上限7パーセントだと思いますが、そんなに多くはないのですが、次の年に配分を優遇するという形で認めていくという方向で新しい考え方に入っています。以上です。

議長 今の説明で、鈴木委員わかりましたでしょうか。

鈴木委員 説明自体はわかったけど、水産庁に発言してほしい。過去の実績のみで配分を割り振るのも手だが、そうすると過去にとらわれるため実際獲れるところの枠が増えない。過去の実績のみならず、ある程度の均等割りにも取り組んでほしい。

大川主査 すみません、今お話ししたのは、従来の考え方の配分プラスαの新しく入ってきた考え方を、消化率を上げるところを優遇ということと、融通して他の県にスムーズに枠を渡すところに優遇という、その2つの新しい考え方に入ってきているという話をさせていただいたのですが、従来の配分の考え方に対するプラスしての考え方ということで、従来のものは従来のもので配分としてはあります。小型魚については、3トンずつは均等に配分されます。残りのものを当初配分の割合で分けているものが配分されてきます。大型魚については、過去の一番多い漁獲実績について割合化して配分するものがベースになっています。各都道府県に3トンずつの均等割りというのは、今制度として実際入っているもので、それはおそらく今鈴木委員が言われた御不満のことなども考慮しての全国3トン割配布というのが導入されているものと私は受け止めております。なので、漁獲割一辺倒ではなくて、漁獲割ありつつも平等3トン割も同時に入ってきてるので、少し折衷的な割り振りになっています。以上です。

議長 消化率が8割を超える県に均等に配分するという話でしたが、どういう形での均等と
いう意味なのか、当初割り当ての割合で均等にということなのか。

大川主査 消化率についての50トンを消化率8割を超えた県で山分けする、という意味で
す。なので、うちの県の漁獲枠が低かろうが他県の漁獲枠が高かろうが、8県が消化率
8割だったら8等分だし、消化率8割の県が20県であれば、50トンの枠を20分の1ず
つもらうというようなことです。そこだけ、そういう特殊な設定になっています。

議長 そうすると、仮に消化率8割を超えた県が5県あったとしますね。で、再配分をする
というと、山形県に10トンくるということですか。

大川主査 はい、そういう計算になります。なので、すごく注目しているのですけれども、
そういうことになります。

議長 そうすると山形県としてはなるべく消化率を上げて均等割で配分をもらえるようによ
るのがいいという理解でよいですか。

大川主査 はい、本当に均等割りでいいのかということはいろんな県から質問もあったので
すけれども、まずは、今回についてはそれでやるということで、ちょっと模索していく
のかもしれないのですけれども、今回はそれでやるので、私はとても期待しているとこ
ろです。

議長 枠の小さい山形県にとっては消化率を上げて均等割りを受けることが有利だとい
うことですね。

議長 樋口委員どうぞ。

樋口先生 はい、失礼いたします。初めてなのでいろいろ教えていただきたいこともあるの
ですけれども、山形県の漁獲可能量の消化率というのはどのようなことになっているの
か、また、新しい考え方というものが山形県にとっていいものなのか、教えていただき
たいのですが、いかがでしょうか。

議長 山形県は漁獲枠が少ないので比較的消化率が高い方です。その数値等については事務
局の方から説明したいと思います。

大川主査 はい、御説明の中にもあったように、漁獲枠が山形県は少ないので、みなさん我
慢されているという状況もありまして、昨年の小型魚については、消化率9割を超えて
おります。大型魚については、7割を超えているところでございます。消化率は当県は
かなり高い方だと思いますので、消化率の高いところにウエイトをあげて配分をしていた
だくというのは当県にとっては大変ありがたいことと考えております。

樋口委員 ありがとうございました。大変勉強になりました。

議長 山形県は枠をオーバーしないのですよ。山形県は非常に漁業者の協力が得られていて、きちんと漁獲のデータがそろって、自主規制が守られている県だということを申し添えておきます。

飯塚委員 もし漁獲枠をオーバーして獲ってしまった場合、翌年以降どのような扱いになるのか。

議長：基本的なベースとなる配分の割合がありますので、オーバー等については次年度にカットされるはずなのですが、事務局の方に確認したいと思います。

大川主査：多くとってしまった分は翌年に引かれるか、借金として背負っていくかということになります。

議長：わかりやすく説明すると、要するに翌年度カットされるのだけれど、翌年度カットしきれないほどオーバーしているものは借金となって何年間かで分割返済していくということになります。飯塚委員よろしいでしょうか。

飯塚委員 はい、わかりました。

議長 はい。他にありますか、この件に関しまして。それではよろしいですかね。では、議論も出尽くしたところと思われますので、この件の諮問内容につきまして、この内容で適当であるということを当委員会として回答したいと思いますけれども、皆さんよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 はい、皆さん異議ないということですので、そのように進めさせていただきたいと思います。

議長 今日の議案は以上ですが、その他としてまず、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。鈴木委員。

鈴木委員 委員の選任について、県ではどのような考え方で行っているのか。

議長 とりあえず事務局によろしいでしょうか。

事務局 委員の選任につきましては、農林水産部の所管の事務になっておりますので、事務局としては実際は動いていないのですけれども。

議長 この件はどなたに御説明をお願いすればよろしいでしょうか、農林水産部の方でお願いできますか。

小林課長 はい、農林水産部水産振興課の小林でございます。今御質問いただきました委員の選任とはどういうふうな考え方なのかということでございますが、今回、これまでの

公選から知事が任命というふうな形で漁業法の改正に伴いまして大きく変わったわけなのですけれども、選任につきましては、まず漁業者委員と、学識経験委員、中立委員ということで、これは方で定められているという状況になっています。区分ごとに適任の方を今回選任させていただいたということになりますが、まず、1番人数の多い漁業者委員につきましては、やはり漁業の種類別であったり、地域的なものであったり、広く庄内浜の漁業者の皆様の意見を代表して御発言いただける方々、これまでの経歴等を踏まえて選任させていただいたというふうなことでございます。あと、学識経験の委員の皆様に関しましても、やはり、海区、漁業調整というふうな部分を鑑みて、これまでの経歴等からふさわしい方を選任していただいたと、また、中立委員の方につきましても、利害関係に属さない方ということで、代表してまた引き続き矢口委員にお願いしたという状況でございます。

議長 はい、ありがとうございます。今農林水産部水産振興課の方から御説明ありましたけれども、鈴木委員よろしいでしょうか。

鈴木委員 説明はわかったが、委員の選任についてもう少し考えてほしい。これから漁業を担う若い漁業者を参加させてほしい。そのために必要なら増員など検討してほしい。

議長 はい、私も今思い出したのですけれども、8年前の選任では、知事の方から委員の年齢をもう少し若返らせるることはできないかといったお話があったようだというように聞いておりますので、当時の知事もそのような問題意識は持っておられたようです、はい。農林水産部におかれましては、その辺の将来のことにつきましてはご配慮いただければと思います。はい。鈴木委員よろしいですね。委員の方から他に何かありますか。

一同 (特になし)

議長 ないようでしたら、事務局の方から何かありますか。

事務局 その他でございますが、事前にお配りした資料一式の後ろの4枚に、その他ということで資料をお付けしておりました。内容としては大瀬沖調整会議の御案内なのですが、後ろから4枚目のその他という資料を見ていただきたいのですが、こちら水産庁の新潟漁業調整事務所からの事務連絡ということでありましたので、お知らせしたいと思います。令和3年度山形県沖操業で注意する点についてということで題しているものですが、中身としましては、毎年6月くらいに開催しております、飛島沖漁業調整会議と大瀬沖漁業調整会議ということで2つ会議がございますが、この後ろの方には参考まで令和元年度大瀬沖の調整会議の内容も一緒に載ってございます。この会議、本県の沿岸漁業者の方と、大中型まき網漁業の関係者の方が操業に際しての注意事項などをお互いに確認して要望があれば申し入れるというようなことを毎年開催してきたものになります。令和2年度については、コロナウイルスの影響で中止となりまして、情報交換だけで書面で行ったことがあるのですが、今年度につきましては、ここに記載されてありますとおり、飛島沖の方の会議は書面で情報交換ということになるのですが、大瀬沖の方の会議につきましては、WEB会議で開催したいということがございまして、手書きで付け加えている5月の28日、31日、6月4日のいずれかの午後ということで、現在調整中のものでございます。こちらの会議、海区委員会としましては、沿岸漁業者と大中型まき網漁業者の両者の会議の立ち合い的な立場で御出席いただいているも

のなのですが、5月の末か6月の頭には会議ということでございますので、どなたが御出席いただきたいと思い、資料をお出したものです。前回は、大瀬沖の会議が漁協念珠関支所でありまして、海区からは飯塚委員と佐藤一道委員とお二人ご出席いただきましたが、今回はWEB会議なのですが、できれば、また飯塚委員に出ていただけないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

飯塚委員 わかりました。

事務局 よろしいですか。すみません。あと、もし可能でしたら一道委員はいかがでしょうか。

佐藤一道委員 はい、大丈夫です。

事務局 よろしいですか。では、終わりましたらこちらの方、日程等の調整も含めまして少しやりとりさせていただきたいと思います。もし他の委員で御出席御希望される方がいらっしゃいましたら御連絡いただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。次回の委員会につきましては、6月頃の開催ということで予定しておりますが、また改めましてご案内の方差し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。次回は基本的に水産振興課の会議室の方で、席に十分な距離をとって開催したいと考えておりますので、今のところオンラインでの開催は考えておりません。

議長 はい、わかりました。よほどのことがない限り、次回は通常の形式で委員会を開催する予定ということでよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました、お疲れ様でした。

上記のとおり第406回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和3年4月28日
山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄 
委員 鈴木 重作 
委員 飯塚 厚司 

